

## 令和8年度青森県トライアル就農促進業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和8年度青森県トライアル就農促進業務

### 2 委託業務の目的

雇用就農による県内農業法人等の人材確保を支援するため、雇用就農希望者と農業法人等をマッチングし、一定期間派遣型の就農（トライアル就農）を実施することで、雇用就農を促進する。

### 3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和9年3月23日（火）までとする。

### 4 業務内容

#### (1) 雇用就農希望者の募集

事業の内容を周知するためのチラシを作成する。チラシデータは委託者へ提供すること。上記チラシを活用するとともに、受託者のネットワークを活用して、雇用就農希望者を募集する。（20名程度）

#### (2) 受入れを希望する農業法人等の募集

受託者のネットワークを活用して、事業内容を周知するとともに、受入れを希望する農業法人等を募集する。

※（1）及び（2）については、委託者と連携しながら進める。

#### (3) 雇用就農希望者の派遣の実施

受託者が雇用就農希望者を雇用し、本人の意向を確認して、マッチング可能な農業法人等へ一定期間派遣する。

※派遣期間は、1人当たり最大3か月間（ただし、1か所の農業法人等での期間は最長で2か月間）とする。

#### (4) 実績報告書の作成

事業終了後に参加者（雇用就農希望者及び受入農業法人等）に対して満足度や改善点等についてのアンケートを行い、集計した内容及び事業の実施結果について、実績報告書を作成・提出する。（実績報告書は電子データも提出）

### 5 業務の対象経費

#### (1) 派遣料金

派遣料金のうち、手数料分

## (2) 管理運営費

「4 業務内容」に掲げる業務を行うために必要な経費とする。ただし、次に記載する経費は認めない。

ア パソコン、OA機器、電話機、ソフトウェア等の購入経費

イ 5万円以上の物品の取得経費

## 6 留意事項

### (1) 農業法人等における受入人数について

農業法人等における受入人数は、1農業法人等につき2名以内とすること。

### (2) 雇用就農希望者の連絡先等について

本事業に参加する雇用就農希望者については、就職状況を適宜確認する必要があることから、連絡先を把握し、調査への協力を依頼すること。

### (3) 受託者は、業務遂行にあたり委託者と協議し、随時、連絡調整すること。

## 7 特記事項

### (1) 受託者は、この事業を実施するにあたって、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。また、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。

### (2) 受託者は、この事業を実施するにあたって、事故や運営上の課題が発生した場合には、速やかに県に報告すること。

### (3) この事業に係る苦情等については、受託者が責任を持って対応するものとする。

## 8 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議するものとする。